

○成城学園伊勢原合宿所利用規則

昭和62年4月1日施行

改正

平成7年3月30日 一部改正
平成20年2月20日 一部改正
平成26年3月31日 一部改正
平成27年4月1日 一部改正
令和2年2月27日 一部改正
令和5年3月3日 一部改正
令和7年10月1日 一部改正

成城学園伊勢原合宿所利用規則

(目的)

第1条 本規則は、学校法人成城学園（以下「学園」という。）が設置する成城学園伊勢原合宿所（以下「合宿所」という。）の利用に関する事項を定めることを目的とする。

(利用資格)

第2条 合宿所は次の者が利用できる。

- (1) 成城大学、成城学園中学校高等学校、成城学園初等学校及び成城幼稚園に在籍する学生・生徒・児童・園児
- (2) 学園の教職員及び教職員本人が同行する家族
- (3) 学園を定年退職した者及び定年退職者本人が同行する家族
- (4) 学園の教職員が所属する学会及びこれに準ずる研究会等の参加者
- (5) 学園の卒業生及び卒業生本人が同行する家族
- (6) その他、成城学園伊勢原総合グラウンド及び伊勢原合宿所の管理運営規則第2条に定められた管理施設運営委員会（以下、「委員会」という。）が認めた者

2 前項第1号のうち、生徒・児童・園児の利用については、教職員の引率を要する。

(利用順位)

第3条 合宿所の利用優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 学園行事並びに各校の授業及び学校行事
- (2) 委員会が他の利用に優先すると認めた対外試合等
- (3) 伊勢原グラウンドに直接関係する各校の課外体育活動

- (4) 各校におけるその他の課外活動
- (5) 前条第1項第1号に該当する在籍者による個人としての利用
- (6) 学園の教職員及び教職員本人が同行する家族の利用
- (7) 学園を定年退職した者及び定年退職者本人が同行する家族の利用
- (8) 学園の卒業生及び卒業生本人が同行する家族の利用
- (9) 学園の教職員が所属する学会及びこれに準ずる研究会等の利用
- (10) その他

2 利用申込みが重複した場合は、原則として申込順とする。

(申込開始日)

第4条 前条第1項第1号ないし第3号に該当する者は、利用の2か月前から申込手続ができる。

2 前条第1項第4号ないし第6号に該当する者は、利用の6週間前から申込手続ができる。

3 前条第1項第7号ないし第10号に該当する者は、利用の1か月前から申込手続ができる。

(申込期限)

第5条 学園窓口における現金支払の場合、利用希望者は利用開始日の3営業日前までに申込みを行い、料金を払い込まなければならない。

2 学園窓口以外における学園指定の方法での支払いの場合、利用希望者は利用開始日の4営業日前までに申込みを行い、料金を払い込まなければならない。

3 前2項における営業日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のほか、学園の一斉休暇期間を除いた日をいう。

(申込先)

第6条 利用希望者は所定の利用申込手続を管財課に対して行う。

(利用料金)

第7条 利用料金は、別表1のとおりとする。

2 第2条第1項第3号ないし第6号に該当する利用者が、別表2に定める付帯設備を別途使用する場合、同表に定める料金を支払わなければならない。

3 利用開始日前日の正午までに取消又は変更の申込みがあった場合は、利用料金の全額を返還する。それ以降は料金を返還しない。

(日帰り利用者の利用)

第8条 日帰り利用者の施設利用時間は午前9時より午後6時までとする。

2 日帰り利用者は、ロッカー室、シャワー室等の設備を利用できる。ただし、宿泊室、食堂（朝、

夕食) は利用できない。

3 日帰り利用者が別表 2 に定める付帯設備を利用する場合、成城学園伊勢原総合グラウンド利用規則第4条第2項に定める施設担当者(以下「施設担当者」という。)の許可を必要とする。

4 日帰り利用者は、申込手続が完了している場合に限り、浴室及び昼食時に食堂を利用することができる。

(利用の取消)

第9条 次の各号に該当する場合、学園はその利用を取り消すことがある。

(1) 天災地変等、施設の安全に関する緊急かつやむを得ない事態が生じた場合

(2) 当日の宿泊申込者総数が 5 名未満の場合

(利用上の注意)

第10条 施設利用にあたっては、別に定める利用心得を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 本規則に定めない事項については、委員会において協議決定する。

(規則の改廃)

第12条 本規則の改廃は、委員会の議を経て、法人事務局長が行うものとする。

附 則

平成 7 年 3 月 30 日一部改正

附 則

平成20年 2 月 20 日一部改正

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。